

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 4 月 15 日付けで請求人に対して行った重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

条例別表にある「両上肢及び両下肢の機能が失われ」るものとは、医学的に脊髄損傷などの限られた疾患のみを示す場合であり、本文の主旨に反するものと解釈できる。

国の定める身体障害者手帳の判断や介護保険法による要介護認定を否定することは、東京都の主旨とは異なると思われる。

「座っていることが困難な程度以上」とあるが、第 3 者による介助及びかつベットや手すりによる固定を含む状態を座位可能と判断することは、医学上かなりの拡大解釈と考えられる。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規

定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年12月13日	諮問
令和 5年 1月31日	審議（第74回第2部会）
令和 5年 2月27日	審議（第75回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 重度手当の支給要件

重度手当の支給要件については、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項、規則7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

#### (2) 重度手当の障害要件

ア 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定（以下「本件要領」という。））第2・3・(1)によれば、

重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」をいい（条例1条参照）、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された」者であり、「障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となってひき起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みのきわめて困難な者をいう」とされており、その典型的な障害としては、「知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等である」とされている。

イ 本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 本件要領第2・3・(5)によれば、条例別表（別紙1）3号の「重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」に該当する者は「両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難であり、その障害があるために、ほとんど寝たきりと同様の状態であつて、身辺処理に関し、全面的に介護者の介助を受けているもの」であるとして、次の(ア)及び(イ)の状態にある者をいうとされている。

(ア) 「両上肢及び両下肢の機能が失われ」とは、四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用

にさえ供することができない状態である。

(イ) 「座っていることが困難」とは、体幹の筋力、平衡機能などに回復困難な重度の障害があり、物や人の介助がなければ座位を保っていることができない者をいう。

「回復困難な重度の障害」とは、四肢及び体幹の障害が永続し将来にわたって機能が回復することが困難な場合をいう。ただし、医学的治療、訓練や成長等に伴って障害が変化しても、将来にわたって、その障害が条例別表に定める程度の重度の障害であると医学的に判断できる場合を含む。

(3) 重度手当の障害要件のより具体的な基準

「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」(平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。)・3によれば、条例別表3号に関して要領が定める障害要件の具体的な基準が定められている

まず、「両上肢及び両下肢の機能が失われ」に関する「重度の障害」とは、「次の(ア)から(オ)のいずれかの状態であるものをいう。

(ア) 四肢の筋力が徒手筋力テスト5点法(かっこ内略)で2以下であり、自らの意思と力では動かすことのできないもの

(イ) 四肢の自動的関節可動域が概ね10度以下であるもの

(ウ) 四肢の不随意運動や失調症などが重度で実用性を全く欠くもの

(エ) 両上肢を手関節以上、両下肢を大腿部の2分の1以上欠いているもの

(オ) 四肢の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの」

とされている。

次に、「簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態」に関し、「『簡単な身辺処理の用に供する』とは、次のような状態をいう。ただし、身体の障害ではなく、意識や精神の障害等により身辺処理ができない場合とは異なる、

(ア) スプーンなどを保持して食事動作ができる。

(イ) 寝返り、起き上がりができる。

(ウ) 上肢を使って移動できる。

(エ) 介助すれば立位、歩行ができる。」

とされている。

そして、「座っていることが困難」に関する「重度の障害」とは、「次の(ア)及び(イ)のいずれもの状態であるものをいう。

(ア) 背もたれやシートベルトあるいは人的介助などがなければ、体幹を直立位に保持できないもの

(イ) 座位はイス座、正座、横座り、長座及びあぐらなどいかなる方法でも座位を保持できないもの」

とされている。

#### (4) 本件要領・本件通知の位置付け

なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

## 2 本件処分についての検討

- (1) 本件申請書において、請求人の障害の状況欄には、条例別表3号に該当する旨の記載があるので、請求人の障害の程度が、同別表3号に該当するものか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、「脳出血による上肢機能障害(左上肢機能全廃) 2級及び下肢機能障害(左下肢機能全廃) 3級」(別紙2・1)との診断がなされている。

そして、肢体不自由障害の程度は、「両上肢とも機能が失われているものとは認められない」、「両下肢とも機能が失われているものとは認められない」、「坐っていることが困難であるとは認められない」(別紙2・2)との診断がなされている。

- (2) 「重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する」者とは、本件要領第2・3・(5)・(ア)及び(イ)の状態にある者とされているから(1・(2)・ウ)、まず、本件要領第2・3・(5)・(ア)に該当するかについてみる。

「肢体不自由についての所見」欄(別紙2・3。以下「所見欄」という。)によれば、「左上肢廃用」、「右上肢機能正常」、「左下肢廃用」、「右下肢機能正常」と記載されており、四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があると認めることはできない。そして、「食事は坐位保持困難で体を支えてもらい器を持ってもらい右手で箸スプーン等にて可能」とも記載されているのであるから、「四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用さえ供することができない状態である」ということもできない。

そうすると、請求人の症状は、本件要領第2・3・(5)・(ア)にいう「両上肢及び両下肢の機能が失われ」た状態であるとは認められない。

- (3) 次に、本件要領第2・3・(5)・(イ)に該当するかについてみる。

所見欄によれば、「左下肢廃用」、「左短下肢装具装着にて かつ 支えにて起立可能 歩行可能」と記載されており、坐位については、「ギヤッチアップにて、長坐位可能」、「端坐位は右手でつかまり可能」との記載もあり、「いかなる方法でも座位を保持できない」程度にあるとは認められない。

そうすると、請求人の症状は、本件要領第2・3・(5)・(イ)にいう「座っていることが困難」に該当するものであるとも認められない。

- (4) したがって、請求人は、本件要領第2・3・(5)・(ア)及び(イ)のいずれにも該当するものとはいえないから、条例別表3号において重度手当の支給対象とされる「重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難

な程度以上の身体障害を有するもの」には該当しないといわざるをえない。

- (5) 以上のとおりであるから、請求人は、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされる（1・(1)）、本件診断書に記載されている本件医師の所見は、請求人に対する診断及び行動観察を踏まえたものであり、センターにおける専門的見地からの意見として合理性のあるものと認められる。

そして、本件診断書の所見及び所長の判定結果に基づき、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2（略）